

令和 5 年 8 月 3 日

大都市制度・行財政改革特別委員会

市民部市民協働・地域政策課  
区再編推進事業本部

## 区再編と住民自治について

### ◆配付資料◆

- 資料 1 : コミュニティ担当職員の役割について
- 資料 2 : 区協議会の運用についての質問事項(令和 5 年 6 月 21 日特別委員会資料改)  
地区コミュニティ協議会の運用等に関する質問事項(令和 5 年 7 月 20 日  
特別委員会資料改)

## コミュニティ担当職員の役割について

### 1 通常業務

#### (1) 地域状況の把握

- ・自治会や地域団体の会合に参加
- ・地域の現状や課題の把握
- ・地域の魅力や資源の情報収集
- ・地域の核となる組織や地域のキーパーソンを把握

#### (2) 相談・アドバイス

- ・身近な相談窓口として、地域の悩みや困りごとを傾聴
- ・地域の相談に対し、課題を整理し解決策をアドバイス
- ・地域の相談内容を本庁所管部局へ繋ぐ
- ・エリアマネージャーや他のコミュニティ担当職員と情報共有

#### (3) 活動支援

- ・地域の人材情報や他の地域団体の活動事例などを地域へ提供
- ・各種団体間のハブ機能として連携を促進
- ・市民提案による住みよい地域づくり助成事業の案内
- ・協働センターを核とした地域課題解決事業の提案または企画及び実施

#### (4) 情報発信

- ・協働センターだよりの発行
- ・市の公式ホームページや SNS の活用
- ・窓口や会合で有益情報の提供

#### (5) その他

- ・地域要望に応じた生涯学習講座や協働センター自主事業の企画及び運営
- ・各地域団体の行事支援

### 2 地区コミュニティ協議会

#### (1) 設立支援

##### ①各種地域団体のキーパーソンにヒアリング

- ・地域団体のキーパーソンへ説明を行い、設置の意向を確認
- ・各種団体や地区内住民への説明をフォローし、設立に向けた機運を高める

##### ②規約等の作成

- ・設立趣旨書や規約などのひな形を提供し、書類作成をサポート

##### ③総会の開催

- ・地域において関係者を一堂に会した設立総会を行う

##### ④認定

- ・協働センターを通じて、区役所または行政センターにて認定

## (2) 運営支援

地区コミュニティ協議会の活動のうち、区協議会に関する活動の事務局機能を担う。  
※地区コミュニティ協議会の自主的な活動や会計事務は、地区コミュニティ協議会の自主性、主体性を尊重する

### ①年間スケジュールの作成

- ・地区コミュニティ協議会の意向を確認し、年間スケジュールを作成
- ・必要に応じて、会議の日程や出席者の調整などを行う（オンライン開催等）

### ②議題の提案・収集

- ・把握している地域課題の中から議題を抽出して提案
- ・会議の出席者へ提案したい議題を確認

### ③会議の開催

- ・会議の出席者と日程を調整し、開催の案内を通知
- ・会場確保や会議資料の印刷など、会議前の準備
- ・出席者の発言の補足や地域分科会への提出内容の確認など、会議中のサポート
- ・議事録作成や課題の論点整理など、会議後の整理
- ・エリアマネージャーと課題を共有し、地域分科会へ議題として提出
- ・地域分科会、代表会に出席（※「3 地域分科会、代表会」に記載）

### ④地区コミュニティ協議会への報告

- ・地域分科会の議論の様子や市からの回答を会議や文書を通して報告

### ⑤勉強会の開催

- ・勉強会を開催するための会場確保や講師依頼などの相談対応
- ・必要に応じて、開催準備や勉強会の進行をサポート

## 3 地域分科会、代表会

### (1) 地域分科会

#### ①議題内容の整理

- ・エリアマネージャーと連携して提案・意見・要望内容を整理し、会議資料を作成

#### ②会議資料の確認

- ・地区コミュニティ協議会から地域分科会へ出席する委員と会議資料の内容を確認

#### ③会議へ出席

- ・地域分科会へ出席し、出席委員の発言を補足するなど、委員をサポート
- ・市からの回答について、地区コミュニティ協議会への報告方法を検討

#### ④勉強会の提案

- ・更なる議論を深めるため、地区コミュニティ協議会での勉強会の提案

### (2) 代表会

#### ①会議へ出席

- ・当該地区コミュニティ協議会の案件を報告する際、代表会から求めがあった場合は、エリアマネージャーと共に代表会へ出席し、内容を説明

## 区協議会の運用についての質問事項

No.	協議項目	確認項目	質問事項	回答	会派
9	2 地域分科会の運用	(1) 権限・責務	ア、『必要があると認める事項』は、各地域から出された事項について、提案された理由等十分な説明が必要であり、結果についても提出された地域への報告・説明が必要と考えるが、どのような方法を考えているか伺う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域づくりに関する事項は地域分科会の委員が地域の声を踏まえて説明するとともに、コミュニティ担当職員が委員の発言や会議資料の作成などをサポートします</li> <li>・結果の報告についても、地域分科会の委員から報告しますが、コミュニティ担当職員がフォローします</li> <li>・なお、コミュニティ担当職員の役割は8月の特別委員会の協議事項として取扱います</li> </ul> <p>※資料1・2(2)④、3(1)①②③</p>	創造浜松
20		※その他	コミュニティ担当職員の増員の必要性については、疑義が残るところもあるが、あらためて役割などを明確にしていく際に、一番密接に関わる自治会等地域の声を反映させることはあるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ担当職員の役割については、8月の特別委員会の協議事項として取扱います</li> </ul> <p>※地域から経験豊富な再任用職員を継続して配置することを望む声がある場合は柔軟に対応してまいります</p>	創造浜松

## 地区コミュニティ協議会の運用等に関する質問事項

No.	協議項目	確認項目	質問事項	回答	会派
13	1 地区コミュニティ協議会の運用	(3)案件	<p>コミ担の意見・提案・要望について集約する方法手段を各協働センターでしっかりと作るべき。(例えば、紙でアンケートを定期的実施する。SNSで集約できるように工夫する。)</p>	<p>・多様な手段で集約します                      ・コミュニティ担当職員の役割については、8月の特別委員会の協議事項として取扱います</p> <p>※資料1:2(2)②</p>	公明党